

岩手県告示第858号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岩沢	盛岡市上米内（別紙図面のとおりに。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。
砂子沢	〃	〃	〃
砂子沢－2	〃	〃	〃
明通－1	〃	〃	〃
明通－2	〃	〃	〃
米内沢－5	〃	〃	〃
米内沢－6	〃	〃	〃
米内沢－8	〃	〃	〃
庄ヶ畑－2	〃	〃	〃
庄ヶ畑－3	〃	〃	〃
庄ヶ畑－4	〃	〃	〃
畑	〃	〃	〃
畑－1	〃	〃	〃
外山岸	盛岡市山岸（別紙図面のとおりに。）	〃	〃
外山岸－1	〃	〃	〃
阿弥田堂	盛岡市黒川（別紙図面のとおりに。）	〃	〃
中大沢	盛岡市手代森（別紙図面のとおりに。）	〃	〃
中大沢－1	〃	〃	〃
中大沢－2	〃	〃	〃
下大沢	〃	〃	〃
下大沢－1	〃	〃	〃
下大沢－2	〃	〃	〃
中居の沢	盛岡市上米内（別紙図面のとおりに。）	土石流	〃
中米内の沢	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。